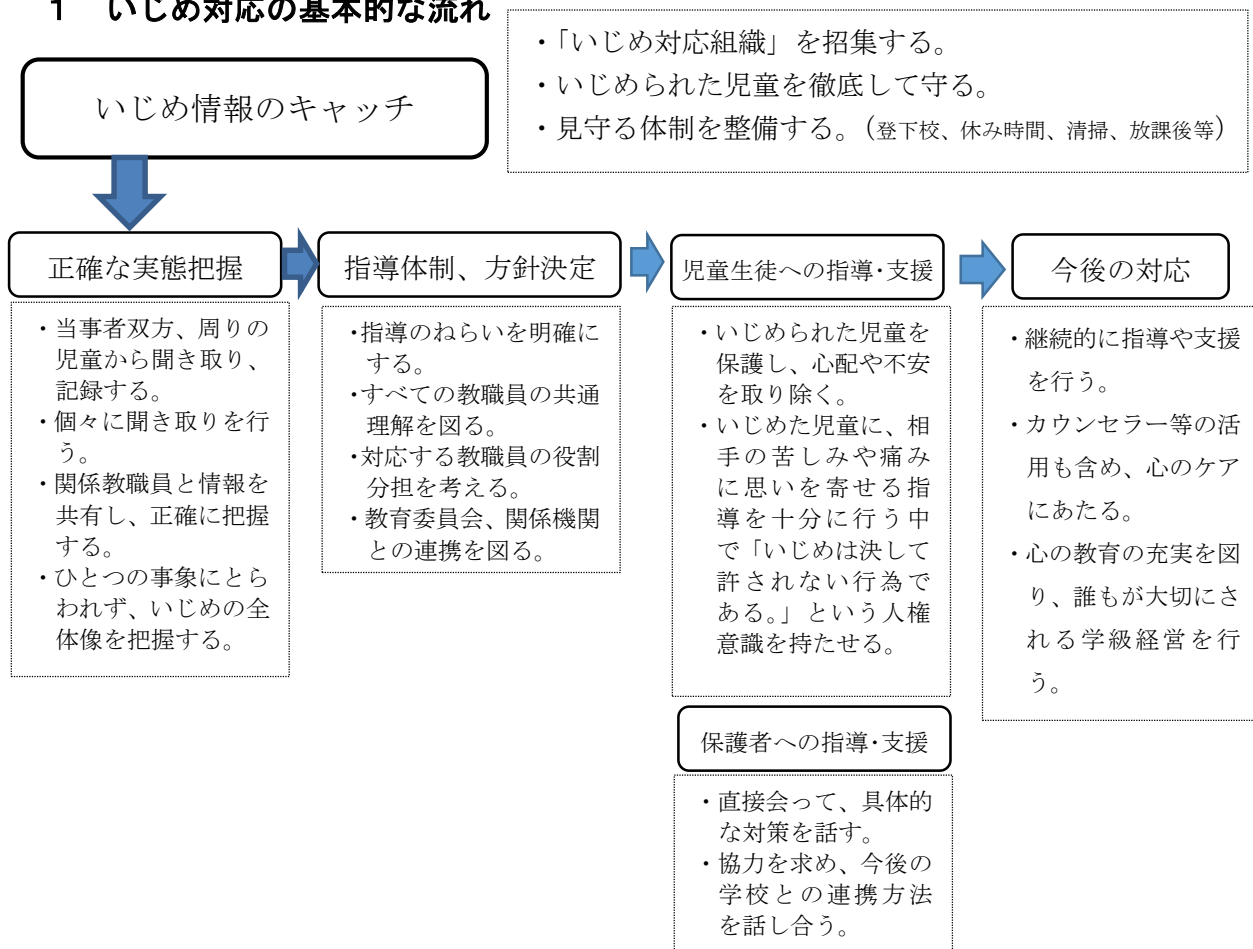


IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題は軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

（いじめ防止対策推進法 第23条より）

※法律上のいじめに該当する事案については、担任等が抱え込むことなく、全件、法律にのっとった組織的対応をしなければならない。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切に指導を行う。併せて、直ちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

（1）いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員（担任・生徒指導主任）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ・誰が誰をいじめているのか？ | [加害者と被害者の確認] |
| ・いつ、どこでおこったのか？ | [時間と場所の確認] |
| ・どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたか？ | [内容] |
| ・いじめのきっかけは何か？ | [背景と要因] |
| ・いつ頃から、どのくらい続けているのか？ | [期間] |

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

〔児童に対して〕

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに、保護者に事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた児童に対して

〔児童に対して〕

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・必要に応じて、いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携をする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(1) 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

〔保護者等に伝えたいこと〕

(未然防止の観点から)

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせることについて検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起こ

っているという認識をもつ。

- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

（早期発見の観点から）

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

〔情報モラルに関する指導〕

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

（インターネットの特殊性を踏まえて）

- ・発信した情報は、多くの人に広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

（２）早期発見・早期対応のためには

〔関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〕

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携をする。

（書き込みや画像の削除に向けて）

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

5 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第28条より）

※児童や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

※二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

（いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学大臣決定）

（２）重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必

ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(3) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなど〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、調査結果については、鴻巣市長に報告する。